

令和5年度

第5回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月7日(月)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 10名 欠席委員 3名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	×
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	×			
5	中野 正年	○	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 9名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 仲井光吉委員 岩坂信也委員
羽矢勝幸委員 早田彰臣委員 平田富和委員 秋成淳委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎康弘 主幹 近藤秀英
香々地分室長 船木靖幸

会議に付した事件

- 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農用法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について（賃借権設定）
- 議案第31号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第32号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 それでは、令和5年度第5回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員10名、欠席委員3名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さん、おはようございます。 長雨が続いた後は、厳しい炎天下でございまして、将来的にも海水温が上昇する異常気象が続き、今日まで28日間雨降らずであります。 農作物に大変打撃を受けておる昨今でございます。 雨を持って来る台風についても、くるっと回って10日前後に大分県南西部を通過する予定でありまして、大きな事態にならぬ様願うものであります。 先月は、宮崎県の方に15名の参加を頂き、研修会に行ってまいりました。農業県宮崎の農業委員会の先進的取組みで、延岡市、日向市などの担い手対策と連動して、4から5ヘクタールの農地を、市と農地中間管理機構が保全管理し、企業参入などに用意をしておる、スタンバイ農地の概要等の先進地研修を行い、大変勉強になった研修会で行ってまいりました。 後程事務局からお話しますけども、コロナ関係で県北の農業委員研修会がなかなか開催できませんでしたが、今年は9月26日に開催予定、後程事務局から説明がありますけども、農業委員、推進委員全員の方の参加をお願い致します。 それから、暑い中、農地パトロールの調査をお願い致しておりますが、期日も限られておりますので、暑い時期でございますけども宜しくお願いいたします。 ただいまから、令和5年度第5回豊後高田市農業委員会総会を開会致します。 開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって、議事録署名委員に、7番：河野孝也委員及び8番：野間保廣委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。

	それでは議事に入ります。 議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。 事務局 議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1 ページからです。 申請番号 40 番についてですが、申請者から許可申請の取り下げの申し出があり、議案から削除となりますのでよろしくお願いいたします。 申請番号 41 番、所在が■■字■■番■■外、計■■筆、地目は畑及び田、面積が 5,788 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。 申請番号 42 番、所在が■■字■■番■■、地目は田、面積が 3 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 43 番、所在が■■字■■番■■、地目は田、面積が 348 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 44 番、所在が■■字■■番■■外、計■■筆、地目は畑、合計面積が 1,274 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 45 番、所在が■■字■■番■■外、計■■筆、地目は畑、合計面積が 13,512 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で売買するものです。 申請番号 46 番、所在が■■字■■番■■外、計■■筆、地目は畑及び田、合計面積が 4,875 ㎡、渡人が■■の■■さん、受人が■■の■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小で、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。 以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。 議 長 事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声) 議 長 ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 議 長 異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決し
--	---

ました。

次に、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についての審議を行います。それでは、事務局から提案します。

事務局

農地法第 4 条の規定による農地転用について、次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページをご覧ください。

申請番号 2 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■ で、地目が田、面積が 512 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。都市計画の用途区分は、第 2 種住居地域に該当します。

申請者は■■■■ の ■■■■ さんで、転用目的は農地造成用地です。

市役所 ■■■■ 庁舎の西、約 ■■■ km の場所に位置し、北と西を ■■■■ に、東を資材置場転用予定地の田に南を ■■■ 及び ■■■ に接しています。

利用計画についてですが、申請者は市内に住む農家で、深田のため耕作しにくかったため、申請地に盛土をして畑に造成し、果樹を栽培したいとのことです。

表土をはがし、道路と同じ高さの 80 cm～1m 盛土して、表土を戻す計画で、境界には、L 型擁壁を設置するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。そのため、周囲の営農に問題はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

市環境課に対する、盛土に関する事前協議は済んでいます。

その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費として ■■■■ 円を見込んでおり、費用額を超える残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和 5 年 11 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、許可基準は農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号 3 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■■■ で、地目が畑、面積が 1,501 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は近隣商業地域に該当します。

申請者は■■■■ の ■■■■ さんで、転用目的は駐車場用地です。なお、本件は、すでに転用行為が完了されている追認案件です。

市役所 ■■■■ 庁舎の西、約 ■■■ km の場所に位置し、北を ■■■■ に、東と西を ■■■■ に、南を ■■■■ に接しています。

利用計画についてですが、申請者は市内に住む会社役員で、月極駐車場にしたいとのことです。

昨年 10 月から ■■■■ 病院の工事のため、病院の敷地内の駐車場が使えなくなることから、職員の臨時駐車場として使いたいと病院から申し出があり、農地法の転用許可を得ずに整備してしまったとのことで、行為について反省

	している旨の始末書が添付されています。 北側の■■■■からの入り口部分にアスファルトを一部敷き、転圧して碎石を敷いています。周囲に農地はないため営農に支障はありません。 申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。 転用に要する費用は、追認のためありません。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、提案します。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号2番、3番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。
永野次郎 推進委員	この案件につきまして去る7月25日、事務局と私と中野委員とで現地の確認に行きました。 事務局の説明とおり、問題ないと思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5 番： 中野委員	たったいま、事務局及びに永野委員から説明があったとおりでありまして、特に4の3につきましては、■■■■の駐車場入り口であり、問題はないと思いますので宜しくご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。

次に、議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による、所有権移転の許可申請についての審議を行います。

本議案中、申請番号 12 番の案件は、[]に係る案件であり、本来なら退席の上、先に審議を行うこととなっていますが、本日欠席のため、まとめて審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

申請番号 8 番、申請地は、[]字 []番 []、地目は田、面積が 244 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は、第 2 種住居地域に該当します。

転用申請者は []の []さんで、転用目的は資材置場用地です。

市役所 []庁舎の西、約 []kmの場所に位置し、北を []に東を資材置場転用予定地の田に南と西を []に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で建設業を営む会社役員で、申請地に会社の砕石や重機を置くための資材置場を整備する計画です。

80 cm～1 m盛土し、境界には L 型擁壁を設置するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。そのため、周囲の営農に問題はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

市環境課に対する、盛土に関する事前協議は済んでいます。

その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として []円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和 5 年 11 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第 2 の 1 の (1) のエの (イ)、第 3 種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号 9 番、申請地は、[]字 []番 []外 []筆、地目は田及び畑、合計面積が 232 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は、第 2 種住居地域に該当します。

転用申請者は []の []さんで、転用目的は資材置場用地です。

市役所 []庁舎の西、約 []kmの場所に位置し、北と東を []に、西を資材置場転用予定地の田に南を []に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内に住む会社員で、申請地に []の砕石や重機を置くための資材置場を整備する計画です。

80 cm～1m盛土し、境界には L 型擁壁を設置するため、土砂の流出の恐れはないものと考えられます。そのため、周囲の営農に問題はありません。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、

転用申請者は、[]の[]で、転用目的は宅地分譲用地です。

市役所[]庁舎の北東約[]kmの場所に位置し、北が[]を挟んで[]に、西が[]に、南が[]に、東を[]と[]に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で不動産、太陽光発電、内装業等を営む法人で、宅建免許を持っており、申請地を宅地に造成整備し、分譲宅地として販売する計画です。

道路と同じ高さになるように50 cm盛土し、その上に10 cm碎石を敷き整地する計画で、雨水については、排水側溝と集水桝を設け、既存の道路側溝に接続するため、周囲の営農に問題はないと考えられます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として[]円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年1月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

申請番号12番、申請地は、[]字[]番[]、地目は畑、面積が416㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は、第2種中高層住居専用地域に該当します。

転用申請者は[]の[]さんで、転用目的は倉庫用地です。

市役所[]庁舎の南南東、約[]kmの場所に位置し、北と西が[]及び[]に、南が[]に、東が[]用地に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内に住む個人で、市道拡幅工事に伴い、自宅車庫倉庫がなくなることから、自宅の道路を挟んだ向かいに建築面積32.83㎡の倉庫を建築し、駐車場を整備する計画です。

申請地は道路より高いため、切土をして整地する計画で、周囲の営農に問題はないと考えられます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議ありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として[]円を見込んでおり、費用を超える残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和6年8月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第

	3種農地の転用は許可をすることができるに該当します。 以上、ご審議をお願いします。
議 長	事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 申請番号8番から10番及び12番につきまして、永野次郎推進委員から意見をお願いします。
永野次郎 推進委員	この案件につきまして、去る7月25日、私と中野委員と事務局で、現地を確認に行きました。事務局の説明とおり、問題はないように思われます。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、5番：中野委員からも意見があればお願いします。
5番： 中野委員	先程永野委員ならびに事務局から説明がありまして、10、12番につきましては、市道ならびに新規市道という事で、問題はないと思いますので宜しくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号11番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。
筒井正之 推進委員	それでは、5番と11番、7月15日に、事務局と河野委員と私で、現地を調査しました結果、以前に申請を許可していただいた隣接地でありまして、現在、竹林になっており、耕地に回復するのは困難な状態でなはないかと思われます。 あとの説明につきましては、事務局が説明したとおりでありますので、ご審議のほど、宜しくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく、現地確認をしていただきました、3番：河野委員からも意見があればお願いします。
3番： 河野委員	いま、筒井推進委員、そして事務局の説明とおり、この地に分譲住宅として整備するのには、問題ないと思われます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

10 番： 内田委員	質問ですけども。
議 長	はい、10 番：内田委員。
10 番： 内田委員	すみません、12 番の件について質問ですけども、市道拡幅の予定があるという事ですけども、どこの市道どの程度拡幅するのか、わかれば教えていただきたいと思います。
議 長	事務局、わかる範囲でお願い致します。
事務局	この図面とかがある、この紙を見て頂いて、位置図というのがあると思います。 道路がですね、このいま池ですね、[REDACTED]の前に有る池なんですけども、この池を一部埋めてですね。ここから、向こうの県道まで抜ける道を、広域農道ですかね、犬田に抜ける道の方に、繋げる計画があるんですけど、今回、第一期工事という事で、こっちの県道から途中の所まで、工事をする予定でありまして、丁度、この[REDACTED]の所の家の横に駐車場が有ったんですけども、そこを潰すので、この道路拡幅のためにですね。今回する申請の位置図の所も、一部も分筆をして道路を取られる形になっていますので、残りの部分の方に、駐車場と倉庫を整備するような形で申請をしております。一期工事は、この図面の、丁度いま道路沿いがあるんですけど、この丁度、先位まで一期工事という事で、今回計画しているみたいです。最終的には、そこから向こうの広域農道の方まで、抜けるような計画と聞いております。 以上でございます。
議 長	将来的には、割掛遺跡の所に出る。
5 番： 中野委員	[REDACTED]の前、[REDACTED]商店の所にため池がありますよね。 それから[REDACTED]の所を通して、[REDACTED]の所までが第一期工事という事を私は、話を聞いております。 それから先に、会長が言ったように割掛遺跡の方に、7 mの道路が入っていったという事で、途中に団地があるんで、緊急車両等が入られるのでという事で、そういう計画で上がっております。 私もそういう事で話を聞いておりますので、了解をお願いします。
議 長	ほかにございませんか。 はい、3 番：河野委員。

3番：
河野委員

ちょっと質問というか、これの8番、9番、そしてならびに4条の2番の[]さんの関係、これ地図から見ると、たぶん、隣接した田んぼではないかと思うんですけど、これ3つ合わせると約988㎡の一反位になって、そこに、先程ちらっと言われた[]なりの資材置場という事になってくるんだと思うんですけど。

一つ一つ上がっていますが、多分、そこを確認したいんで、現地をすると、これ全部、一つに繋がっているのかと、そうなってくると4条の一時転用の柑橘、ビワという事での許可申請は出ているので、そこはくれぐれも、あとで行って見たら、一連に資材を置いていたという事では困るので、柑橘、ビワの植栽までの確認というのを、確実に行っていただきたいなと思うんですけども。

ただ、まだ第一に、これ3件が、一つの用地として繋がっているのかをお聞きしたいし、繋がっている事になれば、第4条のビワ、柑橘の再度、気を付けていただきたいと思いますけれども、宜しくお願いします。

議 長

はい、事務局。

事務局

先程副会長が言われたとおり、内容としてはそういった内容となります。この3件は、同じ[]が資材置場として、使う予定になっているんですけども。所有者は、それぞれ違う方がという事になっております。残地の分を、今現在している所有者の方が、もう、さっき説明があったとおり、深田で利用が出来ないので、埋め土をして畑にしたいという事で、本来なら、その当時であれば、特に申請とかあんまり受けてなかったんですけど、もう、この案件と続けた話になりますし、ちゃんとやって頂くというのを前提で、申請も、一時転用という形で出して頂きました。当然いま、副会長が言われたとおり、必要がないという事で、本人がまだ所有した形になっていますので、本来これが、最初から、資材置場として使う予定があれば、最初から、そういう形で申請が出来るんですけど、あえてそれをしなかったという事は、間違いなく畑として利用する気持ちがあると思います。

先程言われたとおりちゃんと、今後、植栽が出来るかどうかを確認していきたいと思います。以上でございます。

議 長

ほかにございませんか。

芹川豊彦
推進委員

今の8番9番ですね、これは一連のものだと思うんですけども。これは何故、その次の中身については、[]の資材置場という言い方をしているんですけど、個人で売買して、そのやりとり、良く分からないんですけども。最終的に[]が使うという事で。これ従業員なのか、社員なのか、良くわかりませんが、いきさつをお願い致します。一連の土地だと思うんですね、これは。一緒くたんでやれば

議 長	良いのに、売買がバラバラになっているから、こういう事になったのか、それをご説明下さい。
事務局	はい、事務局。 言われたとおり、これについては、先程言ったとおり、 が使うんですけれども、こちらの方は、社員というかたちでなっておりますので、社員が、会社の方に、資材置き場としてお貸しするというかたちで聞いております。 当然、言ったとおり、一連でという形になるんですけど、所有は、社員の方がそれぞれ買うという形になっているんですけど、深い事情まではわからないんですけれども、一応、社員といふうに聞いております。以上でございます。
議 長	ほかになれば、これを許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可する事に決しました。 次に、議案第 29 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。 本議案中、申請番号 10 番の案件は 委員でありますけれども、本日欠席でございますので、まとめて審議を行いたいと思います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 29 号、農用地利用集積計画の決定について、議案書の 9 ページからになります。農用地利用集積計画についての、権利種別は所有権移転になります。 申請番号 10 番、所在が 字 番 外 筆、地目が畑、合計面積が 3,559 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が の さんです。 申請番号 11 番、所在が 字 番 外 筆、地目が田と畑、合計面積が 4,357 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が の さんです。 申請番号 12 番、所在が 字 番 、地目が畑、面積が 7,629 m²、渡人が大分県農業農村振興公社、受人が の さんです。 大分県農業農村振興公社が、農地等売買支援事業により購入した農地を、地域の担い手へ売却するものです。 以上であります。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、

	ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。 次に、議案第 30 号、農用地利用配分計画に係る貸借権設定についての審議を行います。 それでは、事務局から提案します。
事務局	議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき審議を求めます。 それでは、集積表が 13 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 5,728 m²、畑の面積が 8,399 m²の合計面積が 14,127 m²で、利用権を設定する農家数 6 件、利用権の設定等を受ける農家数 4 件で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 13,809 m²、使用貸借に係る面積 318 m²です。 詳細につきましては、議案書 11 ページから記載していますのでご覧ください。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は原案のとおり、認めることに決しました。 次に、議案第 31 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付についての審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第 31 号、14 ページ目の農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付

	についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります、別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 11 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページで、借受者、[]さんに 2 件の合計面積が 4,179 m²の貸し付けが示されています。 2 ページで、借受者、[]に 3 件の合計面積が 3,966 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問ある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、認めることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案とおり、認めることに決しました。 次に、議案第 32 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。
事務局	議案第 32 号、非農地証明願についてです。議案書 15 ページからをご覧ください。 申請番号 13 番、所在が[]字[]番[]外、計[]筆、地目が畑、合計面積 7,848 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、昭和 56 年 3 月に畜舎建設の事業で、3 件の農家が申請地に牛舎を建築して以来利用しているが、地目変更登記をしていなかったため、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり畜舎が建っており、非農地として認められると考えます。 申請番号 14 番、所在が[]字[]番[]外、計[]筆、地目は田、面積 335 m²、申請人は、[]の[]さんです。 申請の内容は、昭和 55 年頃、建具屋の作業場として建築して以来、利用しているが、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、申請どおり建物が建っており、非農地として認めら

	れると考えます。 申請番号 15 番、所在が■■■字■■■番、地目は畑、面積 126 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、昭和 36 年頃から、先代が高齢のため耕作できなくなり、竹が一面に生えてしまい山林化してしまったということです。 現地確認したところ、申請どおり竹が一面に生えており、非農地として認められると考えます。 以上です。
議 長	事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思います。 最初に、申請番号 13 番につきまして、早田彰臣推進委員から意見を頂きたいと思います。
早田彰臣 推進委員	7 月 25 日に神田農業委員と事務局と立ち会いのもと、私も立ち合いしましたが、現地で確認を致しまして牛舎が建っておりましたので、報告いたします。よろしく審議お願いします。
議 長	同じく現地確認をしていただきました、6 番：神田委員からも意見があればお願いします。
6 番： 神田委員	事務局、早田委員と 7 月 25 日に現地調査しまして、間違いなく非農地と認められますので、宜しく申し上げます、以上です。
議 長	次に、申請番号 14 番につきまして、羽矢勝幸推進委員から意見をお願いします。
羽矢勝幸 推進委員	さる、7 月 25 日現地を確認しました。農業委員と事務局それに私で、現地を確認しましたが、作業場が建っているの、別に問題はないと思います、宜しく申し上げます。
議 長	同じく現地確認をしていただきました、6 番：神田委員からも意見があればお願いします。
6 番： 神田委員	羽矢委員それから事務局と、同じく 7 月 25 日に現地調査をしまして、作業場が建っております。非農地として認められますので、どうぞ宜しくお願いします。以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に、申請番号 15 番につきまして、筒井正之推進委員から意見をお願いします。

筒井正之 推進委員	それでは、15 番について、7 月 25 日に事務局と農業委員と私と 3 名で、現地を確認しました。結果、先程事務局から説明がありましてとおり、現況は山林化されており、申請とおりでいいのではないかと思います、審議のほど宜しくお願いします。
議 長	ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、3 番：河野委員からも意見があればお願いします。
3 番： 河野委員	先程から言われているように、7 月 25 日に筒井委員と共に事務局と、現地確認を致しました。 現況は山林化しておりまして、非農地として認めるのに、問題はないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。
議 長	はい、どうぞ 10 番：内田委員
10 番： 内田委員	13 番について、地目変更登記をしてなかったという事ですけども、転用の許可は取っていたのかどうか。 14 番も同じく、作業場を建てた時に、転用許可を取って建てていたのかどうか。その点をお願いします。
議 長	事務局おねがいします。
事務局	まず、13 番についてですけども、牛舎、畜舎を建てる場合に以前は、農地のまま建てられる方が結構おられました。 その当時は、そういった形でも良かったというふうに聞いておりますけれども、今は、コンクリートを打って畜舎として使っていますので、そういった所については、現在、宅地としてみないといけないというふうな形になっていますので、今回、ここには出てないんですけども、今後、別の方が利用するという事で、そのタイミングで、今回非農地としてもらうように、申請を出してもらうようお願いをしまして、今回出した形になります。 14 番につきましては、この件については、もう以前、55 年ですので記録としてうちの方に残ってないんですが、本人が気づいてないというぐらいなので、転用申請は出ていないと思います。 ただ、一応、非農地の認定の中には、20 年以上現在のような形でしている分については、非農地として証明を出せるというふうになっておりますの

	で、今回そういった形で申請を出していただく形になりました。以上でございます。
議 長	ほかにございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。 報告事項１、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。
事務局	報告事項１、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、3 件の報告がありました。16 ページからになります。 合意解約の 15 番はボーリングポンプ故障のため耕作が出来なくなったもので、16 と 17 については市の住宅団地転用予定地になったための解約です。 以上報告します。
議 長	この件について、ご質問等ございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、次に、報告事項２、農地適格法人定期報告について、事務局から報告します。
事務局	18 ページ目、報告事項２、農地所有適格法人定期報告について次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。 報告のあった農地所有適格法人は、 と です。 要件確認書については、別紙のとおりで、農地所有適格法人の要件をすべて満たしています。 以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)

議 長

ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。
これをもちまして、令和5年度豊後高田市農業委員会第5回総会を閉会します。お疲れ様でした。
それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

農業委員会地区別セミナーについて

令和5年度農地パトロール結果の提出について

次回(令和5年度:第6回)総会について

午前 11 時 2 分

令和5年8月7日